

答 申 情 第 1 9 3 号
令 和 7 年 3 月 2 8 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年10月4日付け文く安第39号をもって諮問のありました下記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

取材対応メモ及び苦情等受付一覧に係る公文書一部公開決定事案（諮問情第308号）

1 審議会の結論

処分庁が行った公文書一部公開決定処分は、妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和6年5月17日に、処分庁（担当部署 文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課。以下同じ。）に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。

くらし安全推進課が保有する次の文書：

- ・取材への対応の記録（令和5年8月8日以降）
- ・苦情等受付一覧（当課受け・コールセンター受け・市長への手紙）のうち、
ー令和5年8月25日付け京都市指令文く安第38号による一部公開決定の対象文書
（2023年8月4日 通し番号1149が最後）において対応分類が「未」となっていた通し番号1120ー1122、1124、1126、1127、1136、1139、1141、1142、1144、1149

なお、前回公開時以降に一覧データの修正等を行い、通し番号にずれが生じている場合は、前回公開時の通し番号と内容が一致した行を公開すること。

ー2023年8月8日以降に追加したもの

- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書として、「取材対応メモ（12件）」（以下「本件公文書1」という。）及び「苦情等受付一覧（当課受け・コールセンター受け・市長への手紙）（通し番号1120～1124、1126、1128～1132、1140、1142、1145、1147～1150、1156～1350）」（以下「本件公文書2」といい、「本件公文書1」とあわせて「本件公文書」という。）を特定したうえで、公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和6年6月5日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

条例第7条第1号及び第3号に該当

法人等の担当者名及び電話番号は、個人に関する情報であって、情報そのものにより特定の個人が識別されるものであるとともに、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。

条例第7条第1号及び第6号該当

通報者・相談者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、行動場所、行動時間、職業、所属する団体及び生活状況が分かる情報は、個人に関する情報であって、情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されるもの、又は特定の個人は識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、通報を躊躇われることによって正確な事実の把握が困難になり、今後の路上喫煙防止対策に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

条例第7条第1号及び第6号に該当

通報対象となった個人を特定し得る情報は、個人に関する情報であって、情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されるもの、又は特定の個人は識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、当該指導への協力を得られなくなり、今後の路上喫煙防止対策に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

条例第7条第3号に該当

通報者・相談者が提示した特定の Web ページに繋がる URL は、公開することにより、通報者・相談者の主張と一致した内容の記事であると誤った認識を持たれて社会的な評価が損なわれ、当該ページを管理する法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。

条例第7条第3号及び第6号該当

取材内容に関する情報は、公開することにより、報道機関がどのような取材活動を行っているか、また、取材の着眼点、取材で取得した情報までも明らかとなることから、当該報道機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、本市の路上喫煙等の防止に係る周知、啓発等の協力を得られなくなり、今後の路上喫煙防止対策に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

条例第7条第3号及び第6号に該当

通報・相談を行った法人等の名称及び電話番号は、公開することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、通報を躊躇われることによって正確な事実の把握が困難になり、今後の路上喫煙防止対策に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

条例第7条第3号及び第6号に該当

通報対象となった法人等の名称、所在地及び指導内容に関する情報は、公開することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、当該指導への協力を得られなくなり、今後の路上喫煙防止対策に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

条例第7条第3号及び第6号に該当

本市が協力依頼を行った法人等の名称は、公開することで、当該法人等が不当な批判等を受け、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、本市の取組への協力を得られなくなり、今後の路上喫煙防止対策に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

条例第7条第6号に該当

路上喫煙等監視指導員の巡回並びに巡回方針に関する情報は、公開することにより、巡回の傾向を把握されて指導等を免れるための対策を講じられたりするなど、路上喫煙対策に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

条例第7条第6号に該当

本市が行った行政指導に関する情報は、その手法や手段の有効性の確保が重要であること、また相手方の任意の協力がなければ指導の目的を達成することが困難であることから、公開することで、相手方の協力が得られなくなり、今後の路上喫煙防止対策業務に著しい支障が生じるおそれがあると認められるため。

- (3) 審査請求人は、令和6年9月5日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、次の対応を求める審査請求をした。

ア 取材対応メモの全部公開を求める。(以下「本件審査請求1」という。)

イ 苦情等受付一覧について、公開をしない理由毎に、公開をしない部分がどの部分であるか、公文書における通し番号と項目名を用いて明らかにするよう求める。(以下「本件審査請求2」という。)

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審議会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件公文書について

ア 本件公文書1について

処分庁が行う路上喫煙等対策に係る内容について、報道機関から取材、問合せを受けた際に作成している文書で、取材案件名、取材日時、報道機関名、質疑内容等の情報を記載している。

イ 本件公文書2について

処分庁等が聴取した路上喫煙等に係る苦情・相談内容や、処分庁が行った指導内容等を詳細に記録した文書であり、案件毎に「通し番号」「受付日付」「受付所属」「受付職員」「受付媒体」「苦情等の内容」「苦情等を受けた際の回答」「苦情等に対する対応」「苦情等の発信者である相手方」等を記載している。

(2) 本件審査請求1について

ア 前提

処分庁は、京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例に基づき、路上喫煙等防止対策を行う部署である。

報道機関から取材や問合せ等を受けた際には、対応完了後、応対者が速やかに当該文書を作成する。

本件審査請求1の争点は、審査請求書の記載内容から、本件公文書1にて非公開とした報道機関の担当者、連絡先、質疑内容等が条例第7条第1号、第3号又は第6号のいずれかに該当するか否かであると認められるため、その該当性を以下に主張する。

イ 本件審査請求1の対象となる箇所について

本件公文書 1 のうち、本件審査請求 1 の対象となる箇所には、次の(ア)及び(イ)の情報を記載している。

(ア) 報道機関の担当者名及び電話番号

(イ) 報道機関及び本市の質疑内容等

ウ 条例第 7 条第 1 号、第 3 号及び第 6 号各号に該当することについて

(ア) 報道機関の担当者名及び電話番号

これらは個人に関する情報であって、情報そのものにより特定の個人が識別されるものであるため条例第 7 条第 1 号に該当する。

また、報道機関の従業員に関する情報に該当し、もっぱら法人等の内部に関する人事情報に該当し、公にすることにより、当該報道機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第 7 条第 3 号に該当する。

(イ) 報道機関及び本市の質疑内容等

これらは取材に関する情報であり、公開することにより、報道機関がどのような取材活動を行っているか、また、取材の着眼点、取材で取得した情報までも明らかになることから、公にすることにより、社会的活動の自由が損なわれ、当該報道機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第 7 条第 3 号に該当する。

また、本市の路上喫煙等防止対策の推進のために、報道機関の協力を得て広く周知を行う場合があり、処分庁と報道機関の信頼関係の構築は重要なものである。

そのため、非公開箇所を公開すると、報道機関との信頼関係を損ねて協力を得られなくなり、今後の路上喫煙防止対策に係る事務の適正な遂行に著しい支障が生じるおそれがあると認められるものであり、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(3) 本件審査請求 2 について

処分庁は、本件処分の際に、「公文書の一部の公開をしない理由」については別紙 1 を作成し、請求人へ通知している。

別紙 1 には、本件公文書 2 のうちいずれの情報を非公開としたのか、また、当該情報が条例第 7 条のいずれの号に該当するのか、さらに、当該非公開箇所を公開することによって支障が生じる具体的な理由を明記しており、いずれも了知し得るものである。

よって、本件公文書 2 に係る本件処分の理由付記について、説明責任を十分に果たしており、記載に不備はない。

(4) 結論

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 全部公開を求める。苦情等受付一覧について、公開をしない理由毎に、公開をしない部分がどの部分であるか、公文書における通し番号と項目名を用いて明らかにするよう求める。

(2) 条例第 7 条第 1、3、6 号に該当しない。

- (3) 取材内容は着眼点等を含めて既に報道で明らかにされているため、公にしても報道機関の利益を害さない。報道機関は本市の路上喫煙等の防止に係る周知、啓発等の協力をそもそもしておらず、また今後する予定もないため、今後の路上喫煙防止対策に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはない。

6 審議会の判断

当審議会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

ア 本件公文書 1 について

処分庁が行う路上喫煙等対策に係る内容について、報道機関から取材、問合せを受けた際に作成している文書で、取材案件名、取材日時、報道機関名、質疑内容等の情報を記載している。

イ 本件公文書 2 について

処分庁等が聴取した路上喫煙等に係る苦情・相談内容や、処分庁が行った指導内容等を詳細に記録した文書であり、案件毎に「通し番号」「受付日付」「受付所属」「受付職員」「受付媒体」「苦情等の内容」「苦情等を受けた際の回答」「苦情等に対する対応」「苦情等の発信者である相手方」等を記載している。

(2) 本件審査請求の争点及び処分について

ア 審査請求人は、次のとおり主張する。

(ア) 取材対応メモ（本件公文書 1）の全部公開を求める（本件審査請求 1）。

(イ) 苦情等受付一覧（本件公文書 2）について、公開をしない理由毎に、公開をしない部分がどの部分であるか、公文書における通し番号と項目名を用いて明らかにするよう求める（本件審査請求 2）。

イ 一方、処分庁は、次のとおり主張する。

(ア) 6(2)ア(ア)に関して、本件審査請求 1 の対象となる本件公文書 1 の処分庁が非公開とした箇所には、次のとおり a 及び b の情報を記載しており、条例第 7 条第 1 号、第 3 号及び第 6 号各号に該当する。

a 報道機関の担当者名及び電話番号

個人に関する情報であって、情報そのものにより特定の個人が識別されるものであるため条例第 7 条第 1 号に該当する。

また、報道機関の従業員に関する情報に該当し、もっぱら法人等の内部に関する人事情報に該当する。さらに公にすることにより、当該報道機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第 7 条第 3 号に該当する。

b 報道機関及び本市の質疑内容等

取材に関する情報であり、公開することにより、報道機関がどのような取材活動を行っているか、また、取材の着眼点、取材で取得した情報までも明らかにすることから、公にすることにより、社会的活動の自由が損なわれ、当該報道機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第 7 条第 3 号に該当する。

また、本市の路上喫煙等防止対策の推進のために、報道機関の協力を得て広く周知を行う場合があり、処分庁と報道機関の信頼関係の構築は重要なものである。

そのため、非公開箇所を公開すると、報道機関との信頼関係を損ねて協力を得られなくなり、今後の路上喫煙防止対策に係る事務の適正な遂行に著しい支障が生じるおそれがあると認められるものであり、条例第7条第6号に該当する。

- (イ) 6(2)ア(イ)に関して、本件処分の際に、「公文書の一部の公開をしない理由」については別紙1を作成し、請求人へ通知している。

別紙1には、本件公文書2のうちいずれの情報を非公開としたのか、また、当該情報が条例第7条のいずれの号に該当するのか、さらに、当該非公開箇所を公開することによって支障が生じる具体的な理由を明記しており、いずれも了知し得るものである。

よって、本件公文書2に係る本件処分の理由付記について、説明責任を十分に果たしており、記載に不備はない。

- (3) 本件審査請求1の対象となる本件公文書1の処分庁が非公開とした箇所について（条例第7条第1号、第3号又は第6号該当性について）

ア 条例第7条第1号は、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益の保護に最大限の配慮をするために、特定の個人を識別することができるもの等を原則として非公開とすることを定めたものである。

条例第7条第3号は、法人その他の団体又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報について、非公開とすることを定めたものである。

イ 当審議会において、本件公文書1を見分したところ、処分庁が非公開としている部分については、6(2)イ(ア)のとおり、報道機関の担当者名及び電話番号、並びに報道機関及び本市の質疑内容等が記載されていることが認められた。

(ア) 報道機関の担当者名は、個人に関する情報であって、所属先の報道機関名が公開されていることから、特定の個人を識別することができるものである。また、報道に際して、必ずしも公開を予定したものではなく、条例第7条第1号ただし書きのいずれにも該当しない。さらに、取材内容は、一般に報道機関内部において、推敲や編集等が行われたうえで報道されるものであり、取材活動が法人等の行為そのものと評価される行為とは認められない。

したがって、報道機関の担当者名は、個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。

よって、報道機関の担当者名は、条例第7条第1号に該当し、処分庁の判断は妥当であると判断する。

また、報道機関の電話番号は、取材対象に提供したものであることから、当該法人が取材を目的として使用している電話番号であることは明らかであり、これを公にすることにより、報道に対する意見や批判等が取材用の電話番号に寄せられ、当該報道機関の取材活動の妨げとなる可能性を否定できない。

したがって、報道機関の電話番号は、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争

上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

よって、報道機関の電話番号は、条例第7条第3号に該当し、処分庁の判断は妥当であると判断する。

- (イ) 報道機関及び本市の質疑内容等について、報道機関の担当者は、各報道機関の関心事項や取材方針等に基づいて取材を行っていることが一般的である。これらは、各報道機関がどのような取材を行って、情報を収集しているかといった取材ノウハウに関するものである。

したがって、報道機関及び本市の質疑内容等は、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものと認められる。

よって、報道機関及び本市の質疑内容等は、条例第7条第3号に該当し、処分庁の判断は妥当であると判断する。

なお、処分庁は、同条第3号該当性以外にも同条第6号該当性を主張するが、第3号に該当することから、同条第6号該当性の検討までは要しない。

(4) 本件審査請求2の対象となる本件公文書2の一部非公開理由の不備について

一般に、法令上行政処分に理由を付記すべきものとしている場合に、どの程度の記載をすべきかは、処分の性質と理由付記を命じた各法令の趣旨・目的に照らしてこれを決定すべきである。条例第10条第1項では、実施機関が非公開決定をした旨の通知をするときは、当該通知を書面により通知しなければならない旨を規定しており、京都市情報公開条例施行規則第3条において、当該書面には理由を付記する運用としている。当該運用は、非公開理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられていると解される。このような趣旨に鑑みれば、決定通知書に付記すべき理由としては、単に条例上の根拠条項を示すだけでは足りず、請求者において条例第7条各号所定の非公開情報のいずれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならない。ただし、公文書が相当量である事案や非公開部分が散在しているような事案においては、それぞれの非公開部分について個別に理由を提示することが困難な場合もあり得る。そのような場合、理由の提示の趣旨が損なわれない範囲で同種・類似の事項をまとめて記載することも認められる。

当審議会において、本件公文書2を見分したところ、本件請求に係る公文書一部公開決定通知書の「公文書の一部の公開をしない理由」について別紙1が添付されており、2(2)に記載のとおり、別紙1には、本件公文書2のうちいずれの情報を非公開としたのか、また、当該情報が条例第7条のいずれの号に該当するのか、さらに、当該非公開箇所を公開することによって支障が生じる具体的な理由が明記されていることが認められた。本件処分における公文書一部公開決定通知書の記載は、理由の提示の趣旨が損なわれない程度に同種・類似の事項をまとめて記載されており、また当該記載によって、非公開とした根拠条文及びその該当性について一定程度了知し得るものと認められることから、本件処分に係る理由付記に処分を取り消さなければならない程度の不備があるとは言えないと判断する。

しかしながら、処分庁が非公開とした箇所とそれらの非公開理由の関係が若干不明瞭であることは否めないことから、非公開とした箇所それぞれについて個別に非公開理由を記載することまでは不要と考えるものの、対象公文書が複数ある場合はどの対象公文書に対しての非公開理由なのかを区別して記載することや、例えば「苦情場所」「回答」といった非公開とした箇所がどのような性質を持つ情報であるかを示した項目が対象公文書において公開されている場合、それらの項目がどの

非公開理由に該当するか記載する等の適切な対応に努めるよう求める。

(5) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和6年10月 4日 諮問

10月31日 諮問庁からの弁明書の提出

令和7年 2月27日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和6年度第9回会議）

3月28日 審議（令和6年度第10回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 北村 和生）